

戦没者のご遺族の皆さんへ 第8回特別弔慰金の請求を受け付けています

先の大戦で亡くなられた元の軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、終戦20周年、30周年、40周年、50周年といった特別な機会をとらえ、戦没者等のご遺族に対して特別弔慰金が支給されています。

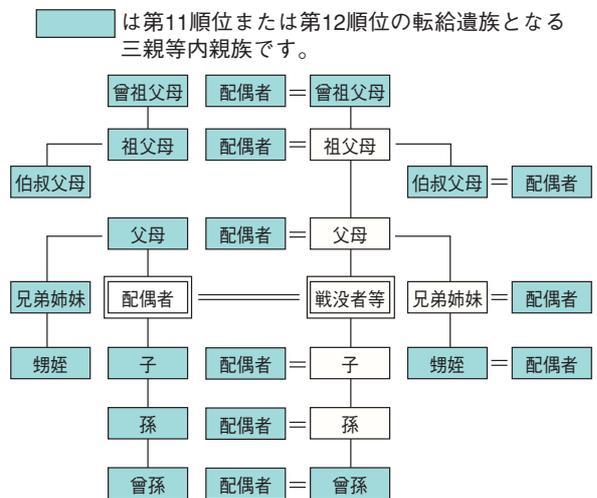
ことは終戦60周年にあたることから特別弔慰金支給法が改正され、戦没者等のご遺族に対し改めて特別弔慰金が支給されることになりました。

支給対象者 ●平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。

特別弔慰金の支給順位表

順位	対象者	支給要件	
1	弔慰金の受給権者 (弔慰金の受給権者とみなされる者を含みます。)	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1.戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がないこと 2.弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと	
2	子	上記順位(3~6)から除かれた者	
3	父母		
4	孫		
5	祖父母		
6	兄弟姉妹		
7	父母		
8	孫		
9	祖父母		
10	兄弟姉妹		
11	上記以外の三親等内親族		戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者
12	上記以外の三親等内親族		戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行なわなかった者

三親等内親族表



(注1) 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時現存していた(生まれていた)ことが要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
(注2) 戦没者等の子や兄弟姉妹など、同じ順位の方が複数人の場合は、そのうちの代表者お一人が特別弔慰金を請求することになります。また、その際、請求者以外の同順位の方については、請求同意書の提出が必要となります。

支給内容 ●額面40万円、10年償還の記名国債

請求期限 ●平成20年3月31日まで

※この期間内に請求を行わないと、時効により権利が消滅することになりますのでご注意ください。

請求窓口 ●役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域福祉班

なお、本町で第6回または第7回特別弔慰金を請求された方や、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に公務扶助料や遺族年金等の受給者が失権し、失権時給与金や未支給年金の請求をされた等の方へは既に通知していますが、転入または転給等により本町で初めて請求される方は役場福祉保健課にお問い合わせください。

○「転給」とは

すべての先順位者が、基準日である平成17年4月1日において次の1~3のいずれかに該当するときは、次の順位の遺族に支給されます。

- 1 死亡しているとき
(もともといないときも含みます)
- 2 日本国籍を喪失しているとき
- 3 離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき



役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域福祉班 ☎84-4907(内線2163、2164)

身体障害者巡回相談のお知らせ

義肢・肢体の障害をお持ちの方を対象とした巡回相談が次のとおり開かれます。

- 障害区分●義肢・肢体
 期 日●7月15日(金)
 受付・診察時間●午前10時～正午
 会 場●大曲仙北広域交流センター ☎0187-63-1105
 対象地区●大仙市、仙北郡
 内 容●補装具の修理・交付を要する場合、または手帳の診断・相談について直接医師や業者が修理、相談に応じてくれます。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 高齢・障害福祉班 ☎84-4907(内線2165)

操体法の研修会を開きます

町では現在「操体法」の普及に取り組んでおり、その一環として岩手県水沢市で操体法による治療院を開いている小崎順子さんを迎えて、研修会を次のとおり開きます。

どなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

なお、「操体法」については、22ページの「健康だより」で詳しく紹介しています。

- 日 時●7月15日(金) 午前9時30分～正午
 会 場●六郷保健センター
 内 容●講 話「自らつくる美と健康」
 実 技「一人で操体法」
 講 師●小崎 順子さん(岩手県水沢市)
 その他●役場千畑庁舎と仙南庁舎から送迎バスを運行しますのでご利用ください。出発は午前9時です。
 なお、利用を希望する方は、事前に福祉保健課健康対策班までご連絡ください。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 健康対策班 ☎84-4907(内線2172)

秋田県戦没者追悼式、平和祈念式典の参列者を募集します

戦没者を追悼し平和を祈念する日として、毎年「秋田県戦没者追悼式」が行われています。

ことしは終戦60周年の節目の年にあたることから、次代を担う青少年代表による平和祈念作文の朗読も予定されていて、すべての県民が戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて考える機会となります。

遺族の方に加えて一般市民の参列者も募集しますので、参列を希望される方は8月1日(月)まで福祉保健課地域福祉班に申し込んでください。

- 主 催●秋田県
 日 時●8月15日(月) 午前11時50分～午後0時50分
 会 場●秋田県民会館
 ※当日は会場まで町の福祉バスで送迎します。
 なお、詳細については、申込者に後日ご連絡します。
 参加費●昼食代 2,000円
 募集人員●25人 ※定員になり次第締め切ります。



申し込み問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域福祉班 ☎84-4907(内線2163、2164)